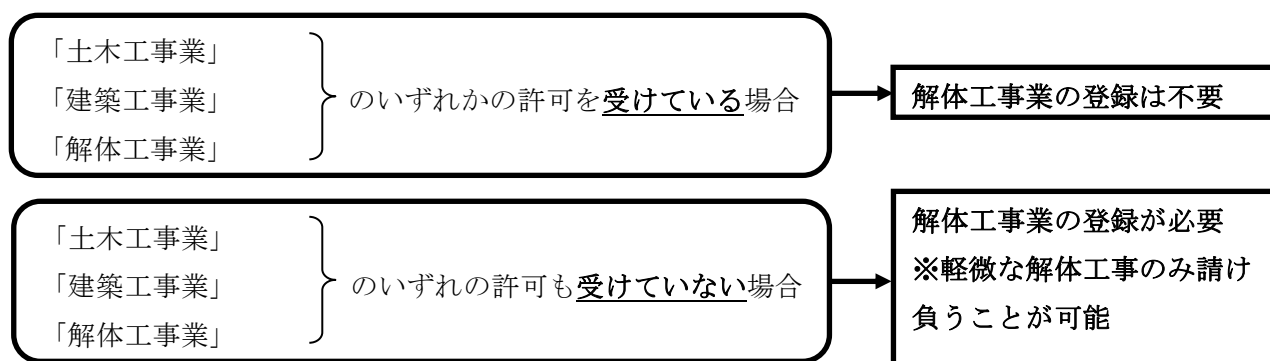


## 解体工事業について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の規定により、軽微な解体工事（請負金額が500万円未満の工事）のみを請け負う場合には、解体工事を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。（「土木工事業」、「建築工事業」、「解体工事業」のいずれかの建設業許可を受けている場合、登録は不要です。）



### 【解体工事業者の登録】

軽微な解体工事のみを請け負おうとする者で「土木工事業」、「建築工事業」、「解体工事業」のいずれの建設業許可も受けていない場合、解体工事を受注・施工する前に、解体工事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

#### (1) 登録要件

- ①一定の基準（別記）を満たす技術管理者を選定していること。
- ②以下 a～f の欠格要件に該当しないこと
  - a 解体工事業の登録を取り消された日から、2年を経過していない者
  - b 解体工事業の業務停止命令を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
  - c 解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内に役員であり、かつその処分日から2年を経過していない者
  - d 建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過していない者
  - e 解体工事業者が法人の場合、役員等（※）の中に、上記 a～d のいずれかに該当する者がいるとき  
※暴力団排除の徹底に伴い、役員（※）の範囲が以下のとおり拡大されました。  
役員等とは、従来の役員（「業務を執行する社員」、「取締役」、「執行役」若しくはこれらに準ずる者）に加え、「相談役」、「顧問」並びに役員と同等以上の支配力を有する可能性のある者として「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人に限る。）が含まれます。
  - f 解体工事業者が未成年で、法定代理人をたてている場合、法定代理人が上記1～4のいずれかに該当するとき

(2) 提出書類

様式 番号	書類の種類	要否		備考
		法 人	個 人	
1号	登録申請書	○	○	
2号	誓約書	○	○	申請者が法人であるときはその代表者, 個人であるときは本人、登録申請者が未成年者である場合その法定代理人が誓約すること
3号	技術管理者の実務経験証明書 資格証明書	○	○	
4号	登録申請者の調書	○	○	法人の場合は法人の調書（記入する際は「法人の役員」及び「法定代理人」を消し、「本人」の略歴書とする。）及び <b>役員等（※）</b> 全員の調書, 個人の場合は本人の調書、法定代理人の場合は法定代理人の調書
—	登記簿謄本	○		
—	登録申請者の住民票の抄本	○	○	登録申請者が個人の場合は本人、法人の場合は本人及び <b>役員等（※）</b> 全員、未成年者の場合は法定代理人のもの
—	技術管理者の住民票の抄本	○	○	

※暴力団排除の徹底に伴い、役員が以下のとおり拡大されました。

役員等とは、従来の役員（「業務を執行する社員」、「取締役」、「執行役」若しくはこれらに準ずる者）に加え、「相談役」、「顧問」並びに役員と同等以上の支配力を有する可能性のある者として「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人に限る。）が含まれます。

(3) 登録手数料

鳥取県の収入証紙で納付してください。

新規の登録	33,000円
更新の登録	26,000円

(4) 登録の有効期間

登録の有効期間は登録日から起算して5年間です。

（新規登録の場合登録日の翌日から起算して5年間。）

(5) 登録を受けたあとの届出等

①変更の届出

登録を受けた後、下記の変更事項が生じた場合には、必要な書類を添付して様式第6号による解体工事業登録事項変更届出書を変更のあった日から30日以内に登録を受けた都道府県知事に提出しなければなりません。

法人	個人	変更事項	添付書類
	○	氏名又は名称	住民票の抄本又はこれに代わる書面
○		名称	登記簿謄本
	○	住所	住民票の抄本又はこれに代わる書面
○		住所	登記簿謄本
○		代表者の住所	登記簿謄本
	○	営業所の名称又は所在地	なし
○		営業所の名称又は所在地	商業登記の変更を必要とする場合には登記簿謄本
○		役員等の氏名	登記簿謄本 新たに役員等となる者がある場合には誓約書（様式第2号）及び当該役員等の調書（様式第4号）
	○	解体工事業者が未成年の場合の法定代理人	(1) 新たに法定代理人となる者の抄本 (2) 誓約書 (3) 略歴書
○	○	技術管理者	当該技術管理者の (1) 住民票の抄本 (2) 資格証、実務経験証明書

②廃業等の届出

下記に掲げる事項に該当するに至った場合には、下表の右欄に掲げる者は、登録を受けた都道府県知事に書面をもってその旨を30日以内に届け出なくてはなりません。

特に指定された様式等はありません。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
1 死亡した場合	その相続人
2 法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
3 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
5 解体工事業を廃止した場合	解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人の役員
6 土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの建設業許可を取得した場合	解体工事業者である個人又は解体工事業者の法人の役員

### ③更新の登録

5年を越えて引き続き解体工事業を営む場合、更新の申請は、登録の有効期間満了日の3ヶ月前から30日前までに、更新の登録に係る申請書類を都道府県知事に提出してください。

登録の有効期間満了日を過ぎて申請する場合は、新規の申請となりますので、ご注意ください。

※提出書類は新規登録の場合と同様です。

### (6) 提出部数

全ての申請・届出に関して以下の部数を提出してください。

◎県内業者にあつては3部（正本1部、副本2部）

◎県外業者にあつては2部（正本1部、副本1部）

### (7) 提出先

担当窓口	本店の所在地
県土整備部 県土総務課 〒680-8570 鳥取市東町1-220 電 話 0857-26-7347 FAX 0857-26-8190	鳥取県外
鳥取県土整備事務所 建設総務課 〒680-0061 鳥取市立川町6-176 電 話 0857-20-3594 FAX 0857-20-3598	鳥取市、岩美町
八頭県土整備事務所 建設総務課 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 電 話 0858-72-3853 FAX 0858-72-3244	八頭町、智頭町、若桜町
中部総合事務所県土整備局 建設総務課 〒682-0802 倉吉市東巖城町2 電 話 0858-23-3243 FAX 0858-22-7863	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町
西部総合事務所米子県土整備局 建設総務課 〒683-0054 米子市糞町1-160 電 話 0859-31-9704 FAX 0859-33-4110	米子市、境港市、大山町、南部町、伯耆町、日吉津村
西部総合事務所日野振興センター 日野県土整備局 建設総務課 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 電 話 0859-72-2023 FAX 0859-72-1398	江府町、日野町、日南町

[別記] 技術管理者の要件

選任する技術管理者は、次の1～4のいずれかに該当する者であることが必要です。

1 解体工事に関し、次に掲げる区分に応じた実務の経験を有する者

区 分	実務経験年数
土木工学等の学科（※1）を履修した大学・高等専門学校卒業生	2年以上
土木工学等の学科を履修した高等学校・中等教育学校（※2）卒業生	4年以上
上記以外の者	8年以上

2 国土交通大臣の登録を受けた講習（※3）を受講し、かつ、解体工事に関し、次に掲げる区分に応じた実務の経験を有する者

区 分	実務経験年数
土木工学等の学科を履修した大学・高等専門学校卒業生	1年以上
土木工学等の学科を履修した高等学校・中等教育学校卒業生	3年以上
上記以外の者	7年以上

3 次のいずれかの資格を有する者

資格・試験名	種 別
建設業法による技術検定	1級建設機械施工技士
	2級建設機械施工技士（「第1種」又は「第2種」）
	1級土木施工管理技士
	2級土木施工管理技士（「土木」）
	1級建築施工管理技士
	2級建築施工管理技士（「建築」又は「躯体」）
建築士法による建築士	1級建築士
	2級建築士
職業能力開発促進法による技能検定	1級とび・とび工
	2級とび・とび工+実務経験1年以上
技術士法による第二次試験	技術士（「建設部門」）
国土交通大臣の登録を受けた試験（※4）	登録試験合格者

4 国土交通大臣が上記1～3と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

- ※1 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含みます。）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科をいいます。
- ※2 いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のことをいいます。
- ※3 平成18年10月1日現在、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習が該当します。
- ※4 平成18年10月1日現在、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技士試験が該当します。

◎解体工事業登録証明の発行について

登録証明を希望する場合は登録証明依頼書を提出してください。

**【提出先】**

鳥取県県土整備部県土総務課建設業担当

〒680-8570 鳥取市東町1-220

**【必要なもの】**

- ①登録証明依頼書
- ②手数料（1通につき県証紙で650円）
- ③郵送で依頼する場合、許可証明書送付（返送）用封筒（切手を貼ったもの）

(別紙様式)

年 月 日

鳥取県県土整備部県土総務課長 様

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

登 録 番 号 (解体一 ) 第 号

解体工事業登録証明書について (依頼)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する解体工事業登録を受けていることを証明していただきたいので、鳥取県収入証紙を添えて依頼します。

記

- |           |               |
|-----------|---------------|
| 1 証明書必要部数 | 通             |
| 2 証紙貼付額   | 円 (1通につき650円) |

収入証紙貼付欄

--

## 解体工事業者登録チェック表(新規・更新)

商号または名称

登録番号

代表者名

登録期間

住所

様式	書類の種類	有無		備考
		法人	個人	
1号	登録申請書			
2号	誓約書			
3号	技術管理者の実務経験証明書 ----- 資格証明書			
4号	登録申請者の調書			
—	登記簿謄本			
—	登録申請者の住民票の抄本			
—	技術管理者の住民票の抄本			

※登録申請者の調書については法人の場合は法人の調書（記入する際は「法人の役員」及び「法定代理人」を消し、「本人」の調書とする。）及び役員等（※）全員の調書、個人の場合は本人の調書、法定代理人の場合は法定代理人の調書

※住民票の抄本については登録申請者が個人の場合は本人、法人の場合は本人及び役員等全員、未成年者の場合は法定代理人のもの

### 〈登録要件〉

①技術管理者を有していること。

②欠格要件に該当しないこと

1. 解体工事業者の登録を取り消された日から、2年を経過していない者
2. 解体工事業者の業務停止命令を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
3. 解体工事業者の登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内に役員であり、かつその処分日から2年を経過していない者
4. 建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過していない者
5. 解体工事業者が法人の場合、役員等（※）の中に、上記1～4のいずれかに該当する者がいるとき
6. 解体工事業者が未成年で、法定代理人をたてている場合、法定代理人が上記1～4のいずれかに該当するとき

※役員等は、「業務を執行する社員」、「取締役」、「執行役」又はこれらに準ずる者をいい、「相談役」、「顧問」及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。